

香川県条例第18号

香川県流域下水道条例の一部を改正する条例

香川県流域下水道条例（昭和58年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前																	
<p>(設置) 第2条 略</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>処 理 区</th><th>流域関連公共下水道の処理区域の存する市町</th></tr></thead><tbody><tr><td>中讃流域下水道</td><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>			名 称	処 理 区	流域関連公共下水道の処理区域の存する市町	中讃流域下水道	略		<p>(設置) 第2条 流域下水道を次の表のとおり設置する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>処 理 区</th><th>流域関連公共下水道の処理区域の存する市町</th></tr></thead><tbody><tr><td>中讃流域下水道</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>香東川流域下水道</td><td>高松西部処理区</td><td>高松市</td></tr></tbody></table>			名 称	処 理 区	流域関連公共下水道の処理区域の存する市町	中讃流域下水道	略		香東川流域下水道	高松西部処理区	高松市
			名 称	処 理 区	流域関連公共下水道の処理区域の存する市町															
中讃流域下水道	略																			
名 称	処 理 区	流域関連公共下水道の処理区域の存する市町																		
中讃流域下水道	略																			
香東川流域下水道	高松西部処理区	高松市																		

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。